



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 わ か も と 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 敬 志
 (コード番号 4512 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 篠 原 浩 三
 (TEL 03 - 3279 - 0371)

内部統制基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 . 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社取締役および使用人が、すべての法律、行動規範および当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、コンプライアンス推進体制、コンプライアンス教育・研修および相談・連絡（内部通報）制度を整備する。
- 2 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係わる情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、文書資料取扱規程に則り適正な保存および管理を行う。取締役および監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3 . 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、対応マニュアルの作成・関係者への周知を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社の対応は総務人事部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、すみやかに責任者となる取締役を定めて対応にあたる。
- 4 . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および効率的な達成方法を各部門担当取締役がと

りまとめる。

- (2) ITを活用したシステムにより業務執行の結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果を確認し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (3) 取締役、社員の職務執行の効率性を確保するために、業務分掌規程および稟議規程に則り適正に業務を行う。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 前記第1項については当会社の子会社においても適用し、グループ全体として、業務の適正を確保する。
- (2) 当社子会社とは、定期的な情報交換、人事交流などを通じて、連携体制を確立する。

6．取締役および使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、次の事項を監査役会に報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- (1) 全社的に影響を及ぼす重要事項
- (2) 内部通報制度による通報の状況

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長ほか経営陣、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

以上